

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（抜粋）

第 2 編 施策の推進と管理

第 2 章 施策の推進体制

第 1 節 環境審議会

（設置）

第 2 2 条 自然環境保全法（昭和 4 7 年法律第 8 5 号）第 5 1 条第 1 項及び環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 3 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、石川県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 3 条 審議会は、法令及びこの条例の規定により、その権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項並びに環境総合計画の実施状況及びその評価に関して、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第 2 4 条 審議会は、委員 3 5 人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

（委員及び専門委員）

第 2 5 条 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員の任期は、2 年とする。

4 委員及び専門委員は、再任されることができる。

5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第 2 6 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第28条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 専門委員は、部会にのみ所属する。
- 4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(幹事)

第29条 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(雑則)

第30条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。